

指示事項（業務委託）

1 業務委託管理基準等

受注者は、当該業務委託の実施に当たっては、以下に示す最新の仕様書等を適用する。

- ・ 山口県業務委託仕様書
- ・
- ・

2 業務の仕様

当該業務委託の条件並びに仕様及び特記事項は、設計図書（別冊の図面、仕様書、現場説明書（業務委託）及び現場説明に対する質問回答書（業務委託）をいう。）及び入札用業務委託費内訳書のとおりとする。

3 法令の順守

- （１）受注者は、業務委託の実施に当たって関係法令を順守し、常に適切な管理を行うものとする。
- （２）受注者は、業務委託の実施に当たって、土砂等を運搬するときは、道路交通法（昭和３５年法律第１０５号）（過積載の防止等）、貨物自動車運送事業法（平成元年法律第８３号）（委託運送時の許可業者の使用等）等の関係法令を遵守すること。また、車両制限令（昭和３６年政令第２６５号）第３条における一般的制限値を超える車両を通行させるときは、事前に道路法（昭和２７年法律第１８０号）第４７条の２に基づく通行許可証の写しを監督職員に提出すること。
- （３）受注者は、業務委託に使用する車両について、道路運送車両法（昭和２６年法律第１８５号）第４８条の規定による定期点検整備を確実に実施すること。

4 産業廃棄物

設計図書等で産業廃棄物の最終処分が指定されている場合は、産業廃棄物税として処分量１トンあたり１，０００円を見込むこと。また、処分方法の変更等により、課税対象とならなくなった場合は、当該金額を減じた額で変更契約する。

この業務委託から発生する建設廃棄物の処理施設は廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和４５年法律第１３７号）により許可を受けた施設とする。

5 市内資材又は市内代理店又は市内企業等の活用

受注者は、本市が展開する「やっぱり地元・大好き！下関運動」ｉｎ市役所の趣旨を踏まえ、実施する業務委託に要する資材の調達及び業務委託の一部が下請負人を必要とする業務委託に当たっては、市内資材又は市内代理店又は市内業者等の活用出来る限り協力すること。

6 テクリスの登録

受注者は、業務委託料１００万円以上の調査設計業務、地質調査業務、測量業務及び補償コンサルタント業務について、テクリス（測量調査設計業務実績情報システム）（（一財）日本建設情報総合センター（以下、「JACIC」という。））に基づき、「登録のための確認のお願い」を作成し、監督職員の確認を受けた後に、JACICへ登録するとともに、JACIC発行の「登録内容確認書」を監督職員に提出すること。

なお、提出の期限は、以下のとおりとする。

- （１）受注時登録データの提出期限は、契約締結後１５日以内（土日・祝日を除く。）とする。

- (2) 完了時登録データの提出期限は、業務完了後15日以内（土日・祝日を除く。）とする。
- (3) 業務履行中に、受注時登録データのうち、委託期間、契約金額、管理技術者のいずれかに変更があった場合は、変更があった日から15日以内（土日・祝日を除く。）に変更データを提出すること。

7 PUBDISの登録

建築設計に係る業務については、業務委託料100万円以上の場合、業務完了後15日（ただし、土、日曜及び祝日等は除く）以内に公共建築設計者情報システム（PUBDIS）（（一社）公共建築協会（以下、「PBA」という。））に基づき、「業務カルテ」を作成し、監督職員の確認を受けた後に、PBAへ登録するとともに、PBA発行の業務カルテ受領書の写しを監督職員に提出すること。

8 暴力団等の排除

- (1) 受注者は、暴力団等（暴力団、暴力団関係企業など不当介入を行うすべての者をいう。）から不当介入（不当要求及び業務委託妨害をいう。）を受けた場合は、その旨を直ちに発注者に報告し、所轄の警察署に届け出ること。
なお、報告を怠り、後に判明した場合は、下関市競争入札参加有資格者指名停止等措置要綱別表1工事等措置要件「不正又は不誠実な行為」に該当するものとして、発注者は受注者に対し、指名停止措置を行うことができる。
- (2) 受注者は、暴力団等から不当介入による被害を受けた場合は、その旨を直ちに発注者に報告し、被害届を速やかに所轄の警察署に提出すること。
- (3) 発注者及び所轄警察署と協力し不当介入の排除対策を講じること。
- (4) 受注者は、不当介入により委託期間の延長が生じると認められる場合は、業務委託契約書の規定に基づき、発注者に委託期間延長等の請求を行うこと。

9 下関市環境方針

下関市は、「しものせきエコマネジメントプラン」に基づいた環境マネジメントシステムを構築し、「下関市環境方針」に基づき、市の組織が行う事業活動における環境配慮及び環境保全に関する行動を適切に実施することとしている。この取り組みには受注者の協力が不可欠であり、当該業務関係者の業務管理や業務実施などにあたり、受注者は、本制度の趣旨を理解し、下記項目について努めること。

- (1) 環境法令について
受注者は、業務の実施に当たっては、環境関連法令を尊重し、常に適切な管理を行うものとする。
- (2) 事故発生時の対応
受注者は、業務中に事故が発生した場合は、必要な処置を講ずると同時に監督職員へ報告し、その後事故内容（原因、経過、被害等）を速やかに報告書として提出すること。
- (3) 苦情発生時の対応
受注者は、業務に関する苦情を受け付けた場合は、応急的な措置が必要な場合は応急処置を講ずると同時に監督職員へ報告し、その後苦情内容（苦情者、原因、経過等）を速やかに報告書として提出すること。
- (4) 業務に関する配慮事項
 - ア 生活環境対策
低騒音・振動型の建設機械の利用や業務時間帯の制限により、防音・防振対策に努めること。

排出ガス対策型の建設機械の使用により大気汚染防止に努めること。

濁水が直接河川や海域に流出しないよう努めること。

イ 自然環境対策

土壌、土砂が河川や海域に流出しないよう努めること。

土砂の崩壊、流出防備に努めること。

周辺の自然性の高い植生に影響を及ぼさないよう配慮すること。

周辺の動物に影響を及ぼさないよう配慮すること。

ウ 都市・歴史環境対策

美しい街の緑や、巨木、古木に影響を及ぼさないよう配慮すること。

埋蔵文化財包蔵地における業務に当たっては事前に発掘調査による記録 保存を行い、貴重なものは保存活用を図ること。

周辺の歴史的建造物に影響を及ぼさないよう配慮すること。

エ 上記以外においても、著しい環境側面に関する事項があれば、監督職員と協議のうえ、環境に影響を及ぼさないよう配慮すること。

(5) その他

受注者は、上記項目を踏まえた環境対策について業務計画書内に記載すること。

10 個人情報取扱特記事項

(1) 基本的事項

受注者は、個人情報の保護の重要性を認識し、この契約による業務の実施に当たっては個人の権利利益を害することのないよう、個人情報の取扱いを適正に行わなければならない。

(2) 秘密の保持

受注者は、この契約による業務に関して知り得た個人情報をみだりに他に漏らしてはならない。この契約による業務が終了し、又はこの契約が解除された後においても、同様とする。

(3) 収集の制限

受注者は、この契約による業務を行うために個人情報を収集するときは、業務を達成するために必要な範囲内で、適法かつ適正な方法により行わなければならない。

(4) 目的外利用及び提供の禁止

受注者は、発注者の指示又は承認があるときを除き、この契約による業務に関して知り得た個人情報を契約の目的以外のために利用し、又は第三者に提供してはならない。

(5) 適正管理

受注者は、この契約による業務に関して知り得た個人情報の漏えい、滅失、き損の防止その他の個人情報の適切な管理のために必要な措置を講じなければならない。

(6) 複写又は複製の禁止

受注者は、発注者の承認があるときを除き、この契約による業務を処理するために発注者から引き渡された個人情報が記録された資料等の複写、複製、又はこれらに類する行為をしてはならない。

(7) 再委託の禁止

受注者は、この契約による業務を行うための個人情報の処理は、自ら行うものとし、発注者の承認があるときを除き、第三者にその取扱いを委託又はこれに類する行為をしてはならない。

(8) 資料等の返還等

受注者は、この契約による業務を処理するために発注者から引き渡され、又は受注者自らが収集し、若しくは作成した個人情報が記録されている資料等は、業務完了後直ちに発注者に返還し、又は引き渡すものとする。ただし、発注者が別に指示したときは、その指示に従うものとする。

(9) 事故発生時における報告

受注者は、この特記事項に違反する事態が生じ、又は生ずるおそれのあることを知ったときは、速やかに発注者に報告し、発注者の指示に従うものとする。

11 ウィークリースタンスの推進

業務の実施にあたっては、「下関市上下水道局ウィークリースタンス実施要領」に基づき、受発注者相互に協力し、取り組むこと。

業務委託標準仕様書

一般仕様書

第1章 総則

1.1 業務の目的

本委託業務（以下「業務」という。）は、本仕様に基づいて、委託対象施設の点検・調査・診断業務を適切に実施することを目的とする。

1.2 一般仕様書の適用

業務は、本仕様書に従い施行しなければならない。ただし、特別な仕様については、特記仕様書に定める仕様に従い施行しなければならない。

1.3 費用の負担

業務の検査等に伴う必要な費用は、本仕様書に明記のないものであっても、原則として受注者の負担とする。

1.4 法令等の遵守

受注者は、業務の実施に当たり、関連する法令等を遵守しなければならない。

1.5 中立性の保持

受注者は、常にコンサルタントとしての中立性を保持するように努めなければならない。

1.6 秘密の保持

受注者は、業務の処理上知り得た秘密を他人に漏らしてはならない。

1.7 公益確保の責務

受注者は、業務を行うに当っては公共の安全、環境の保全、その他の公益を害することの無いように努めなければならない。

1.8 提出書類

受注者は、業務の着手及び完了に当って発注者の契約約款に定めるものの外、下記の書類を提出しなければならない。

（イ） 着手届 （ロ） 職務分担表 （ハ） 納品書

なお、承認された事項を変更しようとするときは、そのつど承諾を受けるものとする。

1.9 管理技術者及び技術者

（１） 受注者は、管理技術者及び技術者をもって、秩序正しく業務を行わせるとともに、高度な技術を要する部門については、相当の経験を有する技術者を配置しなければならない。

（２） 管理技術者及び担当技術者は、別紙「土木工事に係る設計・調査等業務委託における管理技術者及び照査技術者等の資格要件」に規定されている資格を有するものとし、業務の全般に渡り技術的管理を行わなければならない。なお、主要な協議ならびに現地踏査に出席しなければならない。

（３） 受注者は、業務の進捗を図るため、契約に基づく必要な技術者を配置しなければならない。

1.10 工程管理

受注者は、工程に変更が生じた場合には、速やかに変更工程表を提出し、協議しなけ

ればならない。

1.1.1 成果品の審査及び納品

- (1) 受注者は、成果品完成後に発注者の審査を受けなければならない。
- (2) 成果品の審査において、訂正を指示された箇所は、ただちに訂正しなければならない。
- (3) 業務の審査に合格後、成果品一式を納品し、発注者の検査員の検査をもって、業務の完了とする。
- (4) 業務完了後において、明らかに受注者の責に伴う業務のかしが発見された場合、受注者はただちに当該業務の修正を行わなければならない。

1.1.2 関係官公庁等との協議

受注者は、関係官公庁等と協議を必要とするとき又は協議を受けたときは、誠意をもってこれにあたり、この内容を遅滞なく報告しなければならない。

1.1.3 証明書の交付

必要な証明書及び申請書の交付は、受注者の申請による。

1.1.4 疑義の解釈

本仕様書に定める事項について、疑義を生じた場合又は本仕様書に定めのない事項については、発注者、受注者の協議によるものとする。

第2章 点検・調査・診断業務

点検・調査・診断業務は、別に定める特記仕様書に基づき、実施するものとする。

第3章 参考図書

3.1 参考図書

業務は、下記に掲げる最新版の図書を参考に行うものとする。

- (1) 下関市上下水道局下水道設計指針等
- (2) 下水道事業のストックマネジメント実施に関するガイドライン（国土交通省）
- (3) 下水道管路施設の点検・調査マニュアル（案）（日本下水道協会）
- (4) 下水道施設計画設計指針と解説（日本下水道協会）
- (5) 下水道維持管理指針（日本下水道協会）
- (6) 下水道施設改築・修繕マニュアル（案）（日本下水道協会）
- (7) 下水道施設維持管理積算要領―管路施設編―
- (8) 下水道施設の耐震対策指針と解説（日本下水道協会）
- (9) 管きょ更生工法における設計・施工管理ガイドライン（日本下水道協会）
- (10) 下水道管路施設ストックマネジメントの手引き（日本下水道協会）
- (11) 下水道用マンホール蓋の維持管理マニュアル（案）（日本下水道協会）
- (12) 下水道管路施設テレビカメラ調査マニュアル（案）（日本下水道協会）
- (13) 下水道管路改築・修繕事業技術資料～調査から施工管理まで～（日本下水道新技術推進機構）
- (14) 管きょ更生工法の品質管理技術資料（日本下水道新技術機構）

- (15) 管きょ更生工法（二層構造管）技術資料（日本下水道新技術機構）
- (16) 下水道用マンホールふたの計画的な維持管理と改築に関するマニュアル（日本下水道新技術機構）
- (17) 下水道管路施設維持管理マニュアル（日本下水道管路管理業協会）
- (18) 下水道管路施設維持管理積算資料（日本下水道管路管理業協会）
- (19) マンホールの改築及び修繕に関する設計の手引き（案）（日本下水道管路管理業協会）
- (20) 管きょの修繕に関する手引き（案）（日本下水道管路管理業協会）
- (21) 取付け管の更生工法による設計の手引き（案）（日本下水道管路管理業協会）
- (22) 下水道コンクリート構造物の腐食抑制技術及び防食技術指針・同マニュアル（下水道事業支援センター）
- (23) 下水道管路施設改築・修繕に関するコンサルティング・マニュアル（案）（管路診断コンサルタント協会）
- (24) 下水道管きょ改築・修繕にかかる調査・診断・設計実務必携（管路診断コンサルタント協会編集（経済調査会））

特記仕様書

令和 8 年 4 月 1 日以降適用

1. 適用範囲

- (1) 本仕様書は、下関市（以下、「本市」という。）が管理する下水道管路施設内の点検・調査工（以下、「調査」という。）及び診断業務等に適用する。
- (2) 本仕様書の記述が上記の各仕様書等と異なる場合は、本仕様書を優先する。

2. 業務の対象

(1) 調査

詳細調査項目	調査の有無	調査数量
潜行目視調査 (内径 800mm 以上)	有 ・ ☒ 無	km
T V カメラ調査 (内径 800mm 未満及び必要と判断される箇所)	☒ 有 ・ 無	6,396 Km
取付管調査	有 ・ ☒ 無	箇所
マンホール目視調査 (上下流管路施設含む)※1	☒ 有 ・ 無	126 箇所
マンホール巡視・点検調査 (管口含む)※2	☒ 有 ・ 無	45 箇所
マンホールふた巡視・点検調査	有 ・ ☒ 無	箇所
測量	有 ・ ☒ 無	基準点測量 km
		水準測量 km
		縦断測量 km
		管路施設断面・寸法 箇所

※1 マンホール内に入ってライトを用いて管路施設内を目視調査する。

※2 地上からライトを用いてマンホール内面及び管口を目視点検又は簡易 T V カメラ調査する。

※調査項目は、必要に応じて追加、削除する。

(2) 診断

項目		設計条件	
診断	異常の程度の評価	管きよ	有 ・ 無
		マンホール	有 ・ 無
		マンホールふた	有 ・ 無
		取付管	有 ・ 無
		ます	有 ・ 無
	緊急度・健全度の判定	管きよ	有 ・ 無
		マンホール	有 ・ 無
		マンホールふた	有 ・ 無
		取付管	有 ・ 無
		ます	有 ・ 無
対策の必要性検討		有 ・ 無	
修繕・改築の優先順位の検討		有 ・ 無	
対策範囲の検討		有 ・ 無	
長寿命化対策検討対象施設の選定		有 ・ 無	
改築方法の検討	改築方法の選定	有 ・ 無	
	ライフサイクルコスト改善額の算定	有 ・ 無	
実施時期の設定及び概算 費用の算出	事業量の算出と実施時期の設定	有 ・ 無	
	計画期間内の概算費用の算出	有 ・ 無	
修繕・改築計画のとりまとめ		有 ・ 無	

3. 一般事項

- (1) 受注者は、業務計画書に調査箇所、調査順序等を定め、事前に監督職員に報告し、承認を得たのちに調査に着手すること。
- (2) 調査にあたっては、管口を傷めないようにガイドローラ等を使用するなど、必要な保護措置を講じ、下水道施設に損傷を与えないよう十分留意すること。
- (3) 調査にあたり、仮締切を必要とする場合は、監督職員の承諾を得ること。この仮締切は上流に溢水が起こらない構造で、かつ、調査中の安全が確保されるものとする。
- (4) 受注者は、調査にあたり、騒音規制法、振動規制法及び本市公害防止条例等の公害防止関係法令に定める、規制基準を遵守するための必要な措置を講ずること。
- (5) 監督職員が事故防止上危険と判断した場合は、調査の一時中止を命じることがある。

- (6) 調査にあたり、道路その他の工作物を、搬出土砂等で汚損させないこと。
万一、汚損させた時は、その都度、速やかに洗浄・清掃すること。
- (7) 調査終了後は、速やかに使用機器、仮設物等を搬出し、調査箇所の清掃に努めること。
- (8) 受注者は、調査着手あたって現地調査を行い、次の事項について確認すること。
 - ① 道路状況（管理者、幅員、バス路線、通学路、商店街等）
 - ② 道路使用許可条件（施工時間規制等を含む。）
 - ③ 周辺環境（騒音・振動規制、その他環境規制、用途種別等）
 - ④ 進入路状況
 - ⑤ 排水条件（仮排水条件を含む）
 - ⑥ マンホール蓋の開閉状況について

4. 調査

(1) 業務計画書

受注者は、調査にあたり、次の事項を記載した業務計画書を提出し、承諾を得なければならない。なお、業務計画書は、最新の山口県業務委託共通仕様書の内容に追加して次の事項を明記しなければならない。

- ① 調査計画（TVカメラ、ビデオカメラ装置等の使用機器、調査方法、実施工程等）
- ② 安全計画（保安対策、道路交通の処理方法、管きょ内と地上との連絡方法、酸素欠乏空気・有毒ガス対策、管内転落防止対策、流下防止対策、作業中止条件等及び安全教育に関する計画）

(2) 調査機材

調査に使用する機材は、常に点検し、整備しておくこと。また、酸素濃度計など校正が必要な機材については、適正な校正が確認できるよう校正記録を証明できる書類等を業務計画書に記載しなければならない。

(3) 調査時間

調査にあたっては、道路使用許可条件を厳守すること。また、管内汚水流下量により作業時間が限定されるため、調査時間については、事前に監督職員及び処理場と協議し決定すること。

(4) TVカメラによる調査（内径 800mm 未満及び必要と判断される箇所）

- ① 調査にあたっては、あらかじめ、当該調査箇所を洗浄し、調査の精度を高めること。なお、洗浄に高压洗浄車を使用する場合、その洗浄水は監督職員との協議により調達先を選定すること。
- ② 本管の調査は、原則として上流から下流に向け、TVカメラを移動さ

せながら行うこと。

- ③ 本管の調査にあたっては、管種、管径、管の破損、継手部の不良、クラック、取付け管口、管のたるみ・蛇行、取付け管の突き出し、油脂の付着、木の根の侵入、浸入水等について異常の程度を確認し、全区間について撮影（カラー）し、DVD等に収録すること。

異常箇所、取付け管口等の必要箇所については、側視撮影（カラー）した上で、鮮明な画像をDVD等に収録すること。

- ④ 本管内の異常箇所の位置表示は、上流側マンホール中心からの距離とし、正確に測定すること。
- ⑤ 取付け管部の位置表示は、上流側マンホール中心からの距離とし、異常の有無に関係なく全ての取付け管口について記載すること。
- ⑥ 管きょ内に異常が発見された場合は、異常箇所を拡大した画像（カラー）を保存するものとする。これらの撮影内容及び方法の変更は、事前に監督職員と協議し、承諾を得なければならない。

（５）目視による調査

① マンホール目視調査

マンホール内に調査員が入り、マンホール内の側塊や側壁のクラックやズレ、浸入水、足掛金物及びコンクリートの腐食、足掛金物の欠損本数、土砂等の堆積、管きょの布設状況、蓋の摩耗度、蓋のがたつき、蓋違い、副管の状況等について、異常の程度を確認し写真撮影（カラー）を行うものとする。

写真撮影（カラー）は、調査年月日、調査場所、異常内容等を明記した黒板を入れて行い、マンホール１箇所ごとに地上の全景（位置が判明できるよう）、マンホール内の遠景、近景の３枚以上を標準として撮影する。ただし、異常箇所はその都度箇所毎に写真撮影を行うこと。

② 点検

点検は、マンホール内の側塊や側壁のクラックやズレ、浸入水、足掛金物及びコンクリートの腐食、足掛金物の欠損本数、インバートの洗掘、土砂等の堆積、接続管きょの管口等の状況、蓋の摩耗度、蓋のがたつき、蓋違い等について調査員が地上からの目視（鏡やライト等を使用）によって異常の有無を確認し、写真撮影（カラー）を行うものとする。

写真撮影（カラー）は、点検年月日、点検場所、異常内容等を明記した黒板を入れて行い、マンホール１箇所ごとに地上の全景（位置が判明できるよう）、マンホール内の遠景、近景の３枚以上を標準として撮影する。ただし、異常箇所はその都度箇所毎に写真撮影を行うこと。

点検項目とその内容を以下に示す。

1) 下水の流下及び堆積状況

管内沈殿物の状況、管内不法投棄、流下物による閉塞等

2) 施設の状況

管内の損傷や不同沈下、マンホール蓋の据付け不良や破損、漏水・浸入水

3) その他

悪質汚水、危険性ガスの有無、異常臭気、不正使用や不法占拠、公共用水域への汚水の流出

(6) 異常時の措置

調査の続行が困難となった場合は、ただちに監督職員に報告し、指示を受けること。

この場合においても、上下流から調査するなど、調査の完遂に努め、その原因を把握すること。

(7) その他の留意事項

① 受注者は、準備、片付け及び地先排水の水替え等についても、調査着手前に現場の機器設置スペース及びマンホール、枳の位置を確認し、使用する主要資材を業務計画書に記載し、監督職員に提出すること。

② 受注者は、調査着手前に監督職員と協議のうえ地元住民に調査の内容を説明し、理解と協力を求め、調査を円滑に実施すること。

5. 診断

診断は、管路施設の異常の程度を評価し、対策の要否及び緊急度を明らかにするもので、潜行目視調査、マンホール目視調査又はTVカメラ調査等の結果から、以下の手順で実施する。

(1) 異常の程度の評価

異常の程度の評価基準（表 1～4）に基づき、異常の程度を評価する。

(2) 緊急度・健全度の判定

異常の程度の評価結果を整理し、対策の緊急度・健全度の判定（表 5）及び対策の要否（維持又は対策）の判定を行う。

6. 安全管理

(1) 一般事項

① 受注者は、公衆災害、労働災害及び物件損害等の未然防止に努め、労働安全衛生法、酸素欠乏症等防止規則、並びに建設工事公衆災害防止要綱等の定めるところに従い、その防止に必要な措置を十分講ずること。

② 調査中は、気象情報に十分注意を払い、豪雨、出水、地震等が発生し

た場合はただちに対処できるような対策を講じておくこと。

- ③ 事故防止を図るため、安全管理について、業務計画書に明示し、受注者の責任において実施すること。

(2) 安全教育

- ① 受注者は、調査に従事する者に対して、定期的に当該調査に関する安全教育を行い、調査員の安全意識の向上を図ること。
- ② 受注者は、労働省令で定める酸素欠乏危険作業に係る業務について、特別な教育を行うこと。

(3) 労働災害防止

- ① 現場の調査環境は、常に良好な状態に保ち、機械器具その他の設備は常時点検して、調査に従事する者の安全を図ること。
- ② マンホール、管きょ等に出入りし、またはこれらの内部で調査を行う場合は、労働省令で定める酸素欠乏危険作業主任者の指示に従い、酸素欠乏空気、有毒ガス等の有無を、調査開始前と調査中は常時調査し、換気等事故防止に必要な措置を講じるとともに、呼吸用保護具等を常備すること。

なお、酸素及び硫化水素の測定結果は、記録、保存し、監督職員が提示を求めた場合は、その指示に従うこと。

- ③ 調査前には、換気設備の能力と管きょ内容積から管きょ内の空気が入れ替わる時間を算出し、その 3～5 倍以上の時間又は最低 15 分間以上のどちらか長い時間を事前に換気すること。

また、墜落防止対策や、急増水、流水圧等による流され事故防止対策について必要な措置を講ずること。

- ④ 局地的な大雨による溢水等の発生に備え、工事等の中止の基準・再開基準の設定や退避基準を設定し、安全な施工のために必要な対策を具体的に講じること。なお、作業状況にあわせ常に安全が確認できる監視人を配置し、常に地上と連絡できるようにすること。
- ⑤ 調査中、酸素欠乏空気や有毒ガス等が発生した場合は、ただちに必要な措置を講ずるとともに、監督職員及び他関係機関に緊急連絡を行い、その指示により、適切な措置を講ずること。
- ⑥ 資格を必要とする諸機械を取扱う場合は、必ず有資格者をあて、かつ、交通誘導員を配置すること。

7. 報告書

- (1) 調査結果は、後述の調査報告書記載要領により、報告書を作成し、提出すること。

- (2) 調査結果をテレビモニターからDVD等に収録する場合は、指定の一般用DVD等に収録すること。
- (3) 調査結果及び判定結果は、様式1～8に記載すること。
- (4) 調査結果は、下関市下水道総合管理システムに反映できるよう、電子データに施設番号ごと必要事項を一覧表に入力し、監督職員の確認を得ること。また、様式1～8全て電子データ（エクセル）にて提出すること。
- (5) 提出する成果品は次のとおりとする。
 - ① 報告書 A4 2部
 - ② 写真帳 A4 2部
 - ③ DVD等 1枚
 - ④ その他監督職員の指示するもの成果品を格納する箱は本市指定のものとし、指定された委託番号を印字すること。（成果箱：箔押し・金文字・黒金加工）

8. 成果の所有等

調査に伴って得られた資料及び成果は本市の所有とする。また、調査の成果等は、本市の承諾なしに公表しないこと。

9. その他

- (1) 調査箇所において、下水道施設に破損、不同沈下、腐食等の異常を発生した場合は、速やかに監督職員に報告すること。
- (2) その他特に定めのない事項については、速やかに監督職員と協議し決定すること。

調査報告書記載要領

1. 一般事項

- (1) 報告書は、この要領に従い、作成すること。
- (2) 様式は、A 4 判横書きとし、図面は、縮尺、寸法を明記し、製本すること。
- (3) 表紙には、調査年度、調査番号、調査件名、調査期間、発注者名、受注者名等を記入すること。
また、背表紙にも調査年度、調査番号、調査件名、受注者名等を記入すること、

2. 記載事項

報告書は、下記の事項について、内容を明記すること。

(1) TVカメラ調査

- ① 調査目的
- ② 調査概要
- ③ 案内図
- ④ 調査箇所図
- ⑤ 管路調査総括表（様式 1）
- ⑥ 管路調査集計表（様式 2）
- ⑦ 管路調査記録表（様式 3）
- ⑧ 人孔調査総括表（様式 4）
- ⑨ 人孔調査集計表（様式 5）
- ⑩ 人孔調査記録表（様式 6）
- ⑪ 考察
- ⑫ 記録写真

(2) 目視調査

TVカメラ調査項目に準ずる。

(3) 点検

- ① 点検集計表（様式 7）
- ② 点検記録表（様式 8）
- ③ 点検記録写真

その他はTVカメラ調査項目に準ずる。

表 1 調査判定基準「鉄筋コンクリート管等及び陶管」

スパン全体で評価	ランク		A	B	C
	項目				
	1) 管の腐食		鉄筋露出状態	骨材露出状態	表面が荒れた状態
	2) 上下方向のたるみ	管きょ内径 (700mm 未満)	内径以上	内径の 1/2 以上	内径の 1/2 未満
		管きょ内径 (700mm 以上 1,650mm 未満)	内径の 1/2 以上	内径の 1/4 以上	内径の 1/4 未満
		管きょ内径 (1,650mm 以上 3,000mm 以下)	内径の 1/4 以上	内径の 1/8 以上	内径の 1/8 未満

管一本ごとに評価	ランク		a	b	c
	項目				
	3) 管の破損及び軸方向クラック	鉄筋コンクリート管等	欠落	軸方向のクラックで幅 2mm 以上	軸方向のクラックで幅 2mm 未満
			軸方向のクラックで幅 5mm 以上		
		陶管	欠落	軸方向のクラックが管長の 1/2 未満	—
			軸方向のクラックが管長の 1/2 以上		
	4) 管の円周方向クラック	鉄筋コンクリート管等	円周方向のクラックで幅 5mm 以上	円周方向のクラックで幅 2mm 以上	内径の 2mm 未満
		陶管	円周方向のクラックでその長さが円周の 2/3 以上	円周方向のクラックでその長さが円周の 2/3 未満	—
	5) 管の継手のズレ		脱却	鉄筋コンクリート管等 : 70mm 以上 陶管 : 50mm 以上	鉄筋コンクリート管等 : 70mm 未満 陶管 : 50mm 未満
	6) 浸入水		噴き出している	流れている	にじんでいる
	7) 取付け管の突出し 注 2		本管内径の 1/2 以上	本管内径の 1/10 以上	本管内径の 1/10 未満
	8) 油脂の付着 注 2		内径の 1/2 以上閉塞	内径の 1/2 未満閉塞	—
	9) 樹木根侵入 注 2		内径の 1/2 以上閉塞	内径の 1/2 未満閉塞	—
	10) モルタル付着 注 2		内径の 3 割以上	内径の 1 割以上	内径の 1 割未満

注 1 段差は mm 単位で測定する。また、その他の異常（木片、他の埋設物等で上記にないもの）も調査する。

注 2 7) ～10) については、基本的に清掃等で除去できる項目とし、除去できない場合の調査判定基準とする。

表 2 調査判定基準「硬質塩化ビニル管」

スパン全体で評価	ランク		A	B	C
	項目	適用			
	上下方向のたるみ	管きょ内径800mm以下	内径以上	内径の1/2以上	内径の1/2未満

管一本ごとに評価	ランク	a	b	c
	項目			
	管の破損及び軸方向クラック	亀甲状に割れている	—	—
		軸方向のクラック		
	管の円周方向クラック	円周方向のクラックで幅：5mm以上	円周方向のクラックで幅：2mm以上	円周方向のクラックで幅：2mm未満
	管の継手のズレ	脱却	接合長さの1/2以上	接合長さの1/2未満
	偏平	たわみ率15%以上の偏平	たわみ率5%以上の偏平	—
	変形※ (内面の突出し)	本管内径の1/10以上内面に突出し	本管内径の1/10未満内面に突出し	—
	浸入水	噴き出ている	流れている	にじんでいる
	取付け管の突出し	本管内径の1/2以上	本管内径の1/10以上	本管内径の1/10未満
	油脂の付着	内径の1/2以上閉塞	内径の1/2未満閉塞	—
	樹木根侵入	内径の1/2以上閉塞	内径の1/2未満閉塞	—
	モルタル付着	内径の3割以上	内径の1割以上	内径の1割未満

※材料の白化が伴う変形はaランクとする。

注1 段差は、mm単位で測定する。また、その他の異常(木片、他の埋設物等で上記にないもの)も調査する。

注2 取付け管の突出し、油脂の付着、樹木根侵入、モルタル付着については、基本的に清掃等で除去できる項目とし、除去できない場合の調査判定基準とする。

表 3 マンホールふたの判定基準

項目						判定ランク		
						A	B	C
機能不足	設置基準適合性	耐荷重種類別	車道	大型車両の通行あり	T－8	T－14	T－20	
				大型車両の通行なし	—	T－8	—	
		歩道			—	—	—	
		浮上・飛散防止機能			機能無し	—	—	
		転落・落下防止機能			機能無し	—	—	
	機能支障	浮上・飛散防止機能の作動			作動しない (錠、蝶番の脱落、固着、腐食減肉が顕著)	—	—	
		不法投棄・侵入防止機能の作動 (専用工具以外の利用)			容易に開く	—	—	
		転落・落下防止機能の作動			作動しない	—	—	
		開閉機能の作動			人力では開閉不能	勾配面の腐食により開閉困難	食込み力増大による開閉困難	
	性能劣化	路面	周辺路面状況			舗装版にクラックや欠けがあり、通行に支障を来す	段差が生じてる、又は、すり付けが悪く水が溜まる	ふたの上面に水が溜まる、又は、道路との擦り付けが悪い
ふたと周辺舗装の段差			≧20mm	—	—			
マンホールふた・受け枠		ふた違い・ガタツキ			開閉できない	ガタつきがある	—	
		ふたの損傷・劣化			ふた・受け枠にクラックや欠けがある	—	—	
		ふたの摩耗			表面がつるつるして通行に支障を来す(ふたの模様高さが2mm以下)	摩耗が大 (車道のふたの模様高さが2～3mm以下)	摩耗が小 (歩道のふたの模様高さが2～3mm以下)	
		ふたの錆			—	多量発錆	少量発錆	
		ふた・受け枠間の段差	急勾配受け構造	ふたの沈み	≧2mm	—	—	
				ふたの浮き	≧10mm	—	—	
		平受け構造・緩勾配受け構造		≧10mm	—	—		
		高さ調整部の損傷(欠け・充填不良・クラック)			あり	—	—	

表 4 マンホール本体の判定基準

部位		異状項目	調査結果			備考
			A	B	C	
マンホール内部	調整部	調整部状況	調整モルタル及びリングが破損・欠落	調整モルタル及びリングのずれ	調整モルタル及びリングのずれ・クラック	
	斜壁	腐食	鉄筋露出	骨材露出	表面の荒れ	
		破損	欠落・陥没	全体に亀裂	軽微な破損 (A・B以外)	
		クラック	全体にクラック (人孔全周、幅 5mm 以上)	部分的にクラック (人孔半周、幅 2～5mm 以上)	軽微なクラック (幅 2mm 未満)	
		隙間・ズレ	全体が脱却	一部が脱却	わずかな隙間・ズレ	
		浸入水	噴き出ている状況	流れている状況	にじんでいる状況	
		木根侵入	内径の 50%以上	内径の 10～50%以上	内径の 10%未満	
	直壁 (管口部含む)	腐食	鉄筋露出 (表面 pH1 程度)	骨材露出 (表面 pH3 未満)	表面の荒れ (表面 pH3 以上 5 以下)	内部表面 pH (下流管口)
		破損	欠落(陥没)	全体に亀裂	軽微な破損 (A・B以外)	
		クラック	全体にクラック (人孔全周、幅 5mm 以上)	部分的にクラック (人孔半周、幅 2～5mm 以上)	軽微なクラック (幅 2mm 未満)	
		隙間・ズレ	全体が脱却	一部が脱却	わずかな隙間・ズレ	
		浸入水	噴き出ている状況	流れている状況	にじんでいる状況	
		木根侵入	内径の 50%以上	内径の 10～50%以上	内径の 10%未満	
		タルミ	内径の 3/4 以上	内径の 1/2～3/4	内径の 1/2 未満	
	足掛金具	腐食・劣化状況	欠落している	鉄筋が細くなっている	錆の発生	足掛本数
	インバート	インバート状況	インバートがない	部分的な欠落	—	
	全体	臭気	常に発生	使用ピーク中に発生	季節的に発生	
流下状況		油脂・モルタル・土砂等の堆積状況	管径の 1/3 以上の付着	管径の 1/3～1/10 の付着	管径の 1/10 未満の付着	

※表面 pHは、硫化水素によるコンクリート腐食の可能性がある場合に測定する。

※足掛本数は、調査実施時に残存している本数とする。

表 5 健全度及び緊急度の判定

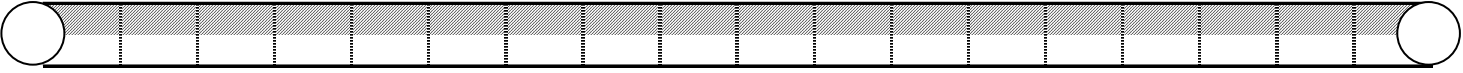
施設	健全度	緊急度	区分	対応の基準	区分
管渠	5	—	劣化 なし		3 つの診断項目（管の腐食、上下方向のたるみ、不良発生率に基づくランク）におけるスパン全体のランクで、ランク A、B、C がいない場合
	4	—			3 つの診断項目（管の腐食、上下方向のたるみ、不良発生率に基づくランク）におけるスパン全体のランクで、ランク A、ランク B がなく、ランク C のみの場合
	3	Ⅲ	軽度	簡易な対応により必要な措置を 5 年以上に延長できる	3 つの診断項目（管の腐食、上下方向のたるみ、不良発生率に基づくランク）におけるスパン全体のランクで、ランク A がなく、ランク B が 1 項目もしくはランク C のみの場合
	2	Ⅱ	中度	簡易な対応により必要な措置を 5 年未満まで延長できる	3 つの診断項目（管の腐食、上下方向のたるみ、不良発生率に基づくランク）におけるスパン全体のランクで、ランク A が 1 項目もしくはランク B が 2 項目以上ある場合
		I	重度	速やかに措置が必要な場合	3 つの診断項目（管の腐食、上下方向のたるみ、不良発生率に基づくランク）におけるスパン全体のランクで、ランク A が 2 項目以上ある場合
	1	—	(破損)		管内の著しい劣化によって、流下能力がない、または道路陥没等の異常が顕在化している場合
マン ホール 本体※	V	—	劣化 なし	特に措置は不要 (維持)	6 つの診断項目の異常は観察されない場合
	Ⅳ	Ⅲ		簡易な対応により必要な措置を 5 年以上に延長できる	6 つの診断項目に A ランク及び B ランクがなく、かつ、C ランクが 1 箇所以上観察される場合
	Ⅲ	Ⅱ		必ずしも直ぐにはではないが、対応が必要	6 つの診断項目に A ランクがなく、かつ、B ランクが 1 箇所以上観察される場合
	Ⅱ	I		早急な対応が必要	6 つの診断項目に A ランクが 1 箇所以上観察される場合
	I	—	(破損)	緊急な対応が必要	(下水道が使用困難となった被害)
ふた	5	—	劣化 なし		ふたの構造的欠陥に関する診断項目（性能劣化）に、異常は観察されない場合
	—	—			該当なし
	3	Ⅲ		簡易な対応により必要な措置を 5 年以上	ふたの構造的欠陥に関する診断項目（性能劣化）に、A ランク及び B ランクがなく、C ランクが 1 箇所以上観察され

				に延長できる	る場合
	2	Ⅱ		必ずしも直ぐには ないが、対応が必要	ふたの構造的欠陥に関する診断項目（性能劣化）に、Aラ ンクがなく、Bランクが1箇所以上観察される場合
	1	I		早急な対応が必要	ふたの構造的欠陥に関する診断項目（性能劣化）に、Aラ ンクが1箇所以上観察される場合

※ 6つの診断項目は、斜壁、直壁を対象に、「腐食」、「破損」、「クラック」、「隙間・ズレ」、
「木根侵入」、「浸入水」の6項目を対象とする。

管 路 調 査 記 録 表

No.

調査日				天候				調査者																																									
上流マンホール																																						下流側マンホール											
幹線名		人孔番号		マンホール種別		マンホール深		土被り		マンホール蓋種別		調査方向		施設番号		管種		管更生		管 径		マンホール間延長		管体延長		幹線名		人孔番号		マンホール種別		マンホール深		土被り		マンホール蓋種別													
人孔内点検		上流側 調査方向 下流側																										人孔内点検																					
																																																	
VTR番号		人孔番号																										VTR番号																					
写真番号		人孔番号																										写真番号																					
継手部	継手数	管口																												管本数		〔				〕													
	写真番号																													ソケット数		〔				〕													
	距 離																													管不良数		〔				〕													
	内 容																													施工年度		〔				〕													
本管部	本管数																																			映像管理NO													
	写真番号																																			映像ファイル名													
	距 離																																			占用位置													
	内 容																													1. 国道、2. 県道、3. 市道、4. その他																			
																												1. 車道、2. 歩道、3. その他																					
ソケット部	取付番号																																			異状図凡例													
	写真番号																																				 腐食	 たるみ											
	距 離																																				 破損	 ズレ・隙間											
	位 置																																				 クラック	 モルタル											
	内 容																													 浸入水		 油脂																	
																												 突出し		 木の根																			
特記事項																																																	

異状内容 異状箇所	管の腐食			管のたるみ蛇行			管の破損			管のクラック			管の継手ズレ			浸入水			取付管突出し			油脂の付着			木の根侵入			モルタル付着			その他	スパン全体評価 計			管1本毎評価 計			
	A	B	C	A	B	C	a	b	c	a	b	c	a	b	c	a	b	c	a	b	c	a	b	c	a	b	c	個数	A	B	C	a	b	c				
継手部																																						
本管部																																						
ソケット部																																						
マンホール部																																						
計	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0			

注1 特記事項には、管路施設の損傷状況に加え、道路交通概況、生活環境、近接工事、損傷原因、損傷の進行性、損傷の新旧等について記述すること。
注2 ()内の数値は、スパン全体で評価する「管の腐食」、「上下方向のたるみ」、清掃等で除去可能な「樹木根侵入」及び「取付け管の突出し」を除いたものである。

点検記録表

点検調査表					整理番号								
場所		下関市町							人孔番号				
点検日		令和年（西暦年）月日				天候			点検担当者				
※ 該 当 項 目 に ○ 等 記 載	マンホールふた	異常無	摩耗	ガタつき	段差	舗装欠損	破壊	場所不明	溢水				
	マンホール内部 (管口・副管含む)	異常無	腐食	破損	ブロックずれ	浸入水	滞留	足掛腐食	管口不良	ガラゴミ	臭気	変色	
	管きょ (視認範囲内)	異常無	腐食	破損	目地ズレ	勾配不良	浸入水	木根	土砂モルタル	油脂類	路面沈下	変色	
	ます	異常無	ふた(破損なし)	段差	腐食	破損	インパート破損	土砂等	臭気	場所不明	溢水	変色	
	取付け管	異常無	破損	ズレ	土砂等	路面沈下	変色						
陥没危険度 判定項目		路面沈下		通行に支障を来す段差や不陸が、（あるない） （マンホール周辺部・路線埋戻部（縦断的・部分的））									
		マンホール		ふた周辺に溢水や通行に支障を来す路面との段差が、（あるない） 内面に破損、腐食、変色、土砂堆積、浸入水等が、（あるない不明）									
		管きょ破損		破損・沈下等が、（あるない不明） 浸入水・侵入根など周面空洞の可能性が、（あるない不明）									
		取付け管破損		破損・沈下等が、（あるない不明） 浸入水・侵入根など周面空洞の可能性が、（あるない不明）									
		目地ズレ		段差や脱却が、（あるない不明）									
		管きょ内土砂堆積		管周面の土砂の流入による堆積が（あるない不明）									
		流下状況		マンホール内に滞水が（あるない不明）									
調査の必要性			有無		緊急修繕等の必要性			有無					
写真No													
人孔内面 防食・更生施工の有無			防食済更生済未施工その他（）										
特記事項記入欄 ※異常の状態等を記載）													
次回点検予定年		令和年（西暦年）月日				点検・調査頻度							
調査日		令和年（西暦年）月日				調査担当							
調査結果													
作業		要・不要		☐ 請負 視覚調査（潜行目視調査、テレビカメラ調査） ☐ 直営									
作業依頼日		令和年（西暦年）月日				作業予定日		令和年（西暦年）月日					
作業完了日		令和年（西暦年）月日											
備考													

土木工事に係る設計・調査等業務委託における
管理技術者及び照査技術者等の配置要件

別紙 1

業務の種類	管理技術者	照査技術者
☒ 設計業務	配置すること	業務中に照査が含まれる場合、 照査技術者を配置する
☐ 測量業務	配置すること	業務中に照査が含まれる場合、 照査技術者を配置する
☐ 地質・土質調査業務	配置すること	業務中に照査が含まれる場合、 照査技術者を配置する
☐ 用地調査等業務	配置すること	配置しない
☐ 積算業務	配置すること	配置しない
☐ 工事監督支援業務	配置すること	配置しない

土木工事に係る設計・調査等業務委託における
管理技術者及び照査技術者等の資格要件

○ 設計業務

技術者の 配置	管理技術者	照査技術者
	配置する	配置する・配置しない
資格要件	技術士法(昭和 58 年法律第 25 号)第2条に規定する技術士[総合技術監理部門(業務に該当する選択科目)又は業務に該当する部門]、国土交通省登録技術者資格[資格が対象とする区分(施設分野等一業務)は特記仕様書による]、一般社団法人建設コンサルタンツ協会が付与するシビルコンサルティングマネージャー(以下「RCCM」という。)^{注1}[業務に該当する専門技術部門]、建設コンサルタント登録規程に基づく技術管理者[業務に該当する登録部門]、土木学会認定技術者資格制度に基づく土木学会認定技術者[業務に該当する資格分野]^{注1}の資格保有者又は「これと同等の能力と経験を有する者」^{注2} ただし、業務委託金額が 100万円未満の場合は、資格を問わない。 (発注者が指定した重要構造物設計業務等は除く) 注1) 特記仕様書で国土交通省登録技術者資格として指定する分野を除く 注2) 「これと同等の能力と経験を有する技術者」とは、過去10年に完成した委託料の額が100万円以上の同種又は類似業務において、管理技術者として従事した実務経験(1件以上)を有する者	管理技術者資格と同等で、 <u>兼任はできない</u>
※ <u>本業務で求める資格</u> ・技術士の部門： <u>下水道</u> 部門 (技術士の総合技術監理部門については、上記部門に該当する選択科目とする。) ・RCCMの専門技術部門： <u>下水道</u> 部門 ・国土交通省登録技術資格： 別紙 3 による ・技術管理者の登録部門： <u>下水道</u> 部門 ・土木学会認定技術者①： _____ 分野 ・土木学会認定技術者②： _____ 分野 ①: 特別上級技術者、上級技術者(コース A)、1級技術者(コース A) ②: 上級技術者(コース B)、1級技術者(コース B)		

国土交通省登録技術者資格

(管理技術者、照査技術者)

(令和8年4月1日以降適用)

別紙3-1

番号	業 務	資格が対象とする区分※1			資格の名称	資格付与事業又は事務を行う者の名称	登録時期※3	登録番号
		施設分野	業務	知識・技術を求める者 ※2				
1	(一)点検・診断等業務	砂防設備	点検・診断	管理技術者	RCCM(河川、砂防及び海岸・海洋)	(一社)建設コンサルタント協会	第1回	第1号
2	(一)点検・診断等業務	地すべり防止施設	点検・診断	管理技術者	RCCM(河川、砂防及び海岸・海洋)	(一社)建設コンサルタント協会	第1回	第2号
3	(一)点検・診断等業務	地すべり防止施設	点検・診断	管理技術者	地すべり防止工事士	(一社)斜面防災対策技術協会	第1回	第3号
4	(一)点検・診断等業務	急傾斜地崩壊防止施設	点検・診断	管理技術者	RCCM(河川、砂防及び海岸・海洋)	(一社)建設コンサルタント協会	第1回	第4号
5	(一)点検・診断等業務	海岸堤防等	点検・診断	管理技術者	海洋・港湾構造物維持管理士	(一財)沿岸技術研究センター	第1回	第5号
6	(一)点検・診断等業務	海岸堤防等	点検・診断	管理技術者	RCCM(河川、砂防及び海岸・海洋)	(一社)建設コンサルタント協会	第1回	第6号
7	(一)点検・診断等業務	海岸堤防等	点検・診断	管理技術者	上級土木技術者(流域・都市)コースA	(公社)土木学会	第1回	第7号
8	(一)点検・診断等業務	海岸堤防等	点検・診断	管理技術者	上級土木技術者(海岸・海洋)コースA	(公社)土木学会	第1回	第8号
9	(一)点検・診断等業務	港湾施設	計画策定(維持管理)	管理技術者	海洋・港湾構造物維持管理士	(一財)沿岸技術研究センター	第1回	第47号
10	(一)点検・診断等業務	港湾施設	点検・診断	管理技術者	海洋・港湾構造物維持管理士	(一財)沿岸技術研究センター	第1回	第48号
11	(一)点検・診断等業務	港湾施設	設計(維持管理)	管理技術者	海洋・港湾構造物維持管理士	(一財)沿岸技術研究センター	第1回	第49号
12	(一)点検・診断等業務	港湾施設	設計(維持管理)	管理技術者	海洋・港湾構造物設計士	(一財)沿岸技術研究センター	第1回	第50号
13	(一)点検・診断等業務	土木機械設備	診断	管理技術者	RCCM(機械)	(一社)建設コンサルタント協会	第2回	第51号
14	(一)点検・診断等業務	土木機械設備	診断	管理技術者	1級ポンプ施設管理技術者	(一社)河川ポンプ施設技術協会	第2回	第52号
15	(一)点検・診断等業務	公園施設(遊具)	点検	管理技術者	公園施設点検管理士	(一社)日本公園施設業協会	第2回	第53号
16	(一)点検・診断等業務	公園施設(遊具)	診断	管理技術者	公園施設点検管理士	(一社)日本公園施設業協会	第2回	第55号
17	(一)点検・診断等業務	砂防設備	点検・診断	管理技術者	砂防・急傾斜管理技術者	(公社)砂防学会	第2回	第58号
18	(一)点検・診断等業務	急傾斜地崩壊防止施設	点検・診断	管理技術者	地すべり防止工事士	(一社)斜面防災対策技術協会	第2回	第59号
19	(一)点検・診断等業務	急傾斜地崩壊防止施設	点検・診断	管理技術者	砂防・急傾斜管理技術者	(公社)砂防学会	第2回	第60号
20	(一)点検・診断等業務	空港施設	点検・診断	管理技術者	空港土木施設点検評価技士	(一財)港湾空港総合技術センター	第2回	第99号
21	(二)計画・調査・設計業務	地質・土質	調査	管理技術者又は主任技術者	地質調査技士資格(現場技術・管理部門)	(一社)全国地質調査業協会連合会	第2回	第100号
22	(二)計画・調査・設計業務	地質・土質	調査	管理技術者又は主任技術者	地質調査技士資格(現場調査部門)	(一社)全国地質調査業協会連合会	第2回	第101号
23	(二)計画・調査・設計業務	地質・土質	調査	管理技術者又は主任技術者	応用地形判読士資格(応用地形判読士)	(一社)全国地質調査業協会連合会	第2回	第103号
24	(二)計画・調査・設計業務	地質・土質	調査	管理技術者又は主任技術者	RCCM(地質)	(一社)建設コンサルタント協会	第2回	第105号
25	(二)計画・調査・設計業務	地質・土質	調査	管理技術者又は主任技術者	RCCM(土質及び基礎)	(一社)建設コンサルタント協会	第2回	第106号
26	(二)計画・調査・設計業務	地質・土質	調査	管理技術者又は主任技術者	港湾海洋調査士(土質・地質調査)	(一社)海洋調査協会	第2回	第107号
27	(二)計画・調査・設計業務	地質・土質	調査	管理技術者又は主任技術者	地すべり防止工事士	(一社)斜面防災対策技術協会	第2回	第108号
28	(二)計画・調査・設計業務	建設環境	調査	管理技術者	RCCM(建設環境)	(一社)建設コンサルタント協会	第2回	第109号
29	(二)計画・調査・設計業務	建設環境	調査	管理技術者	環境アセスメント士認定資格	(一社)日本環境アセスメント協会	第2回	第110号
30	(二)計画・調査・設計業務	電気施設・通信施設・制御処理システム	計画・調査・設計	管理技術者・照査技術者	RCCM(電気電子)	(一社)建設コンサルタント協会	第2回	第111号
31	(二)計画・調査・設計業務	建設機械	計画・調査・設計	管理技術者・照査技術者	RCCM(機械)	(一社)建設コンサルタント協会	第2回	第112号
32	(二)計画・調査・設計業務	土木機械設備	計画・調査・設計	管理技術者・照査技術者	RCCM(機械)	(一社)建設コンサルタント協会	第2回	第113号
33	(二)計画・調査・設計業務	都市計画及び地方計画	計画・調査・設計	管理技術者・照査技術者	RCCM(都市計画及び地方計画)	(一社)建設コンサルタント協会	第2回	第114号
34	(二)計画・調査・設計業務	都市公園等	計画・調査・設計	管理技術者・照査技術者	登録ランドスケープアーキテクト	(一社)ランドスケープコンサルタンツ協会	第2回	第115号
35	(二)計画・調査・設計業務	都市公園等	計画・調査・設計	管理技術者・照査技術者	RCCM(造園)	(一社)建設コンサルタント協会	第2回	第116号
36	(二)計画・調査・設計業務	河川・ダム	計画・調査・設計	管理技術者・照査技術者	RCCM(河川、砂防及び海岸・海洋)	(一社)建設コンサルタント協会	第2回	第117号
37	(二)計画・調査・設計業務	河川・ダム	計画・調査・設計	管理技術者・照査技術者	上級土木技術者(河川・流域)コースB	(公社)土木学会	第2回	第118号
38	(二)計画・調査・設計業務	下水道	計画・調査・設計	管理技術者	RCCM(下水道)	(一社)建設コンサルタント協会	第2回	第119号
39	(二)計画・調査・設計業務	砂防	計画・調査・設計	管理技術者・照査技術者	RCCM(河川、砂防及び海岸・海洋)	(一社)建設コンサルタント協会	第2回	第120号

国土交通省登録技術者資格

(管理技術者、照査技術者)

(令和8年4月1日以降適用)

別紙3—1

番号	業 務	資格が対象とする区分※1			資格の名称	資格付与事業又は事務を行う者の名称	登録時期※3	登録番号
		施設分野	業務	知識・技術を求める者※2				
40	(二)計画・調査・設計業務	砂防	計画・調査・設計	管理技術者・照査技術者	砂防・急傾斜管理技術者	(公社)砂防学会	第2回	第121号
41	(二)計画・調査・設計業務	地すべり対策	計画・調査・設計	管理技術者・照査技術者	RCCM(河川、砂防及び海岸・海洋)	(一社)建設コンサルタント協会	第2回	第122号
42	(二)計画・調査・設計業務	地すべり対策	計画・調査・設計	管理技術者・照査技術者	地すべり防止工事士	(一社)斜面防災対策技術協会	第2回	第123号
43	(二)計画・調査・設計業務	急傾斜地崩壊等対策	計画・調査・設計	管理技術者・照査技術者	RCCM(河川、砂防及び海岸・海洋)	(一社)建設コンサルタント協会	第2回	第124号
44	(二)計画・調査・設計業務	急傾斜地崩壊等対策	計画・調査・設計	管理技術者・照査技術者	地すべり防止工事士	(一社)斜面防災対策技術協会	第2回	第125号
45	(二)計画・調査・設計業務	急傾斜地崩壊等対策	計画・調査・設計	管理技術者・照査技術者	砂防・急傾斜管理技術者	(公社)砂防学会	第2回	第126号
46	(二)計画・調査・設計業務	海岸	計画・調査・設計	管理技術者・照査技術者	RCCM(河川、砂防及び海岸・海洋)	(一社)建設コンサルタント協会	第2回	第127号
47	(二)計画・調査・設計業務	海岸	計画・調査・設計	管理技術者・照査技術者	上級土木技術者(流域・都市)コースA	(公社)土木学会	第2回	第128号
48	(二)計画・調査・設計業務	海岸	計画・調査・設計	管理技術者・照査技術者	上級土木技術者(海岸・海洋)コースB	(公社)土木学会	第2回	第129号
49	(二)計画・調査・設計業務	海岸	計画・調査・設計	管理技術者・照査技術者	海洋・港湾構造物設計士	(一財)沿岸技術研究センター	第2回	第130号
50	(二)計画・調査・設計業務	海岸	調査	管理技術者・照査技術者	RCCM(河川、砂防及び海岸・海洋)	(一社)建設コンサルタント協会	第2回	第131号
51	(二)計画・調査・設計業務	海岸	調査	管理技術者・照査技術者	上級土木技術者(流域・都市)コースA	(公社)土木学会	第2回	第132号
52	(二)計画・調査・設計業務	海岸	調査	管理技術者・照査技術者	上級土木技術者(海岸・海洋)コースB	(公社)土木学会	第2回	第133号
53	(二)計画・調査・設計業務	海岸	調査	管理技術者・照査技術者	港湾海洋調査士(深淺測量)	(一社)海洋調査協会	第2回	第134号
54	(二)計画・調査・設計業務	海岸	調査	管理技術者・照査技術者	港湾海洋調査士(危険物探査)	(一社)海洋調査協会	第2回	第135号
55	(二)計画・調査・設計業務	海岸	調査	管理技術者・照査技術者	港湾海洋調査士(気象・海象調査)	(一社)海洋調査協会	第2回	第136号
56	(二)計画・調査・設計業務	海岸	調査	管理技術者・照査技術者	港湾海洋調査士(土質・地質調査)	(一社)海洋調査協会	第2回	第137号
57	(二)計画・調査・設計業務	海岸	調査	管理技術者・照査技術者	港湾海洋調査士(環境調査)	(一社)海洋調査協会	第2回	第138号
58	(二)計画・調査・設計業務	道路	計画・調査・設計	管理技術者・照査技術者	RCCM(道路)	(一社)建設コンサルタント協会	第2回	第139号
59	(二)計画・調査・設計業務	道路	計画・調査・設計	管理技術者・照査技術者	上級土木技術者(交通)コースA	(公社)土木学会	第2回	第140号
60	(二)計画・調査・設計業務	道路	計画・調査・設計	管理技術者・照査技術者	交通工学研究会認定TOE	(一社)交通工学研究会	第2回	第141号
61	(二)計画・調査・設計業務	橋梁	計画・調査・設計	管理技術者・照査技術者	RCCM(鋼構造及びコンクリート)	(一社)建設コンサルタント協会	第2回	第142号
62	(二)計画・調査・設計業務	橋梁	計画・調査・設計	管理技術者・照査技術者	RCCM(土質及び基礎)	(一社)建設コンサルタント協会	第2回	第143号
63	(二)計画・調査・設計業務	橋梁	計画・調査・設計	管理技術者・照査技術者	上級土木技術者(橋梁)コースB	(公社)土木学会	第2回	第144号
64	(二)計画・調査・設計業務	トンネル	計画・調査・設計	管理技術者・照査技術者	RCCM(トンネル)	(一社)建設コンサルタント協会	第2回	第145号
65	(二)計画・調査・設計業務	トンネル	計画・調査・設計	管理技術者・照査技術者	上級土木技術者(トンネル・地下)コースB	(公社)土木学会	第2回	第146号
66	(二)計画・調査・設計業務	港湾	計画・調査(全般)	管理技術者・照査技術者	RCCM(港湾及び空港)	(一社)建設コンサルタント協会	第2回	第147号
67	(二)計画・調査・設計業務	港湾	計画・調査(深淺測量・水路測量)	管理技術者・照査技術者	1級水路測量技術(沿岸)	(一財)日本水路協会	第2回	第148号
68	(二)計画・調査・設計業務	港湾	計画・調査(深淺測量・水路測量)	管理技術者・照査技術者	1級水路測量技術(港湾)	(一財)日本水路協会	第2回	第149号
69	(二)計画・調査・設計業務	港湾	計画・調査(深淺測量・水路測量)	管理技術者・照査技術者	港湾海洋調査士(深淺測量)	(一社)海洋調査協会	第2回	第150号
70	(二)計画・調査・設計業務	港湾	計画・調査(磁気探査)	管理技術者・照査技術者	港湾海洋調査士(危険物探査)	(一社)海洋調査協会	第2回	第151号
71	(二)計画・調査・設計業務	港湾	計画・調査(潜水探査)	管理技術者・照査技術者	港湾海洋調査士(危険物探査)	(一社)海洋調査協会	第2回	第152号
72	(二)計画・調査・設計業務	港湾	計画・調査(気象・海象調査)	管理技術者・照査技術者	港湾海洋調査士(気象・海象調査)	(一社)海洋調査協会	第2回	第153号
73	(二)計画・調査・設計業務	港湾	計画・調査(海洋地質・土質調査)	管理技術者・照査技術者	港湾海洋調査士(土質・地質調査)	(一社)海洋調査協会	第2回	第154号
74	(二)計画・調査・設計業務	港湾	計画・調査(海洋環境調査)	管理技術者・照査技術者	港湾海洋調査士(環境調査)	(一社)海洋調査協会	第2回	第155号
75	(二)計画・調査・設計業務	港湾	設計	管理技術者・照査技術者	RCCM(港湾及び空港)	(一社)建設コンサルタント協会	第2回	第159号
76	(二)計画・調査・設計業務	港湾	設計	管理技術者・照査技術者	海洋・港湾構造物設計士	(一財)沿岸技術研究センター	第2回	第160号
77	(二)計画・調査・設計業務	空港	計画・調査・設計	管理技術者・照査技術者	RCCM(港湾及び空港)	(一社)建設コンサルタント協会	第2回	第161号
78	(一)点検・診断等業務	下水道管路施設	点検・診断	管理技術者	下水道管路管理主任技士	(公社)日本下水道管路管理業協会	第3回	第162号

国土交通省登録技術者資格

(管理技術者、照査技術者)

(令和8年4月1日以降適用)

別紙3-1

番号	業 務	資格が対象とする区分※1			資格の名称	資格付与事業又は事務を行う者の名称	登録時期※3	登録番号
		施設分野	業務	知識・技術を求める者 ※2				
79	(一)点検・診断等業務	海岸堤防等	点検・診断	管理技術者	1級土木技術者(海岸・海洋)コースB	(公社)土木学会	第3回	第163号
80	(一)点検・診断等業務	海岸堤防等	点検・診断	管理技術者	1級土木技術者(流域・都市)コースA	(公社)土木学会	第3回	第164号
81	(二)計画・調査・設計業務	地質・土質	調査	管理技術者又は主任技術者	上級土木技術者(地盤・基礎)コースA	(公社)土木学会	第3回	第199号
82	(二)計画・調査・設計業務	地質・土質	調査	管理技術者又は主任技術者	1級土木技術者(地盤・基礎)コースA	(公社)土木学会	第3回	第200号
83	(二)計画・調査・設計業務	地質・土質	調査	管理技術者又は主任技術者	上級土木技術者(地盤・基礎)コースB	(公社)土木学会	第3回	第201号
84	(二)計画・調査・設計業務	河川・ダム	計画・調査・設計	管理技術者・照査技術者	1級土木技術者(河川・流域)コースB	(公社)土木学会	第3回	第202号
85	(二)計画・調査・設計業務	海岸	計画・調査・設計	管理技術者・照査技術者	1級土木技術者(流域・都市)コースA	(公社)土木学会	第3回	第203号
86	(二)計画・調査・設計業務	海岸	計画・調査・設計	管理技術者・照査技術者	1級土木技術者(海岸・海洋)コースB	(公社)土木学会	第3回	第204号
87	(二)計画・調査・設計業務	海岸	調査	管理技術者・照査技術者	1級土木技術者(流域・都市)コースA	(公社)土木学会	第3回	第205号
88	(二)計画・調査・設計業務	海岸	調査	管理技術者・照査技術者	1級土木技術者(海岸・海洋)コースB	(公社)土木学会	第3回	第206号
89	(二)計画・調査・設計業務	道路	計画・調査・設計	管理技術者・照査技術者	1級土木技術者(交通)コースA	(公社)土木学会	第3回	第207号
90	(二)計画・調査・設計業務	道路	計画・調査・設計	管理技術者・照査技術者	上級土木技術者(交通)コースB	(公社)土木学会	第3回	第208号
91	(二)計画・調査・設計業務	道路	計画・調査・設計	管理技術者・照査技術者	1級土木技術者(交通)コースB	(公社)土木学会	第3回	第209号
92	(二)計画・調査・設計業務	橋梁	計画・調査・設計	管理技術者・照査技術者	1級土木技術者(橋梁)コースB	(公社)土木学会	第3回	第210号
93	(二)計画・調査・設計業務	トンネル	計画・調査・設計	管理技術者・照査技術者	1級土木技術者(トンネル・地下)コースB	(公社)土木学会	第3回	第211号
94	(一)点検・診断等業務	堤防・河道	点検・診断	管理技術者	河川技術者資格(河川維持管理技術者)	(一財)河川技術者教育振興機構	第4回	第212号
95	(一)点検・診断等業務	堤防・河道	点検・診断	管理技術者	RCCM(河川、砂防及び海岸・海洋)	(一社)建設コンサルタント協会	第4回	第213号
96	(一)点検・診断等業務	港湾施設	点検・診断	管理技術者	RCCM(港湾及び空港)	(一社)建設コンサルタント協会	第4回	第245号
97	(一)点検・診断等業務	港湾施設	計画策定(維持管理)	管理技術者	RCCM(港湾及び空港)	(一社)建設コンサルタント協会	第4回	第246号
98	(一)点検・診断等業務	港湾施設	設計(維持管理)	管理技術者	RCCM(港湾及び空港)	(一社)建設コンサルタント協会	第4回	第247号
99	(二)計画・調査・設計業務	地質・土質	調査	管理技術者又は主任技術者	1級土木技術者(地盤・基礎)コースB	(公社)土木学会	第4回	第248号
100	(二)計画・調査・設計業務	宅地防災	計画・調査・設計	管理技術者・照査技術者	地盤品質判定士	地盤品質判定士協議会	第4回	第249号
101	(二)計画・調査・設計業務	建設環境	調査	管理技術者	1級ビオトープ施工管理士	(公財)日本生態系協会	第4回	第250号
102	(二)計画・調査・設計業務	建設環境	調査	管理技術者	1級ビオトープ計画管理士	(公財)日本生態系協会	第4回	第251号
103	(二)計画・調査・設計業務	建設環境	調査	管理技術者	自然再生士	(一財)日本緑化センター	第6回	第319号
104	(二)計画・調査・設計業務	都市計画及び地方計画	計画・調査・設計	管理技術者・照査技術者	認定都市プランナー	(一社)都市計画コンサルタント協会	第7回	第327号
105	(二)計画・調査・設計業務	港湾	計画・調査(全般)	管理技術者・照査技術者	港湾海洋調査士(総合部門)	(一社)海洋調査協会	第7回	第328号
106	(一)点検・診断等業務	堤防・河道	点検・診断	管理技術者	上級土木技術者(流域・都市)コースA	(公社)土木学会	第8回	第329号
107	(一)点検・診断等業務	堤防・河道	点検・診断	管理技術者	上級土木技術者(河川・流域)コースB	(公社)土木学会	第8回	第330号
108	(二)計画・調査・設計業務	地質・土質	調査	管理技術者又は主任技術者	土壌環境監理士	(一社)土壌環境センター	第8回	第350号
109	(二)計画・調査・設計業務	河川・ダム	計画・調査・設計	管理技術者・照査技術者	上級土木技術者(流域・都市)コースA	(公社)土木学会	第8回	第351号
110	(二)計画・調査・設計業務	河川・ダム	計画・調査・設計	管理技術者・照査技術者	1級土木技術者(流域・都市)コースA	(公社)土木学会	第8回	第352号
111	(二)計画・調査・設計業務	下水道	計画・調査・設計	管理技術者	管更生技士(下水道)	(一社)日本管更生技術協会	第8回	第353号
112	(二)計画・調査・設計業務	下水道	計画・調査・設計	管理技術者	下水道管路管理総合技士	(公社)日本下水道管路管理業協会	第9回	第364号
113	(二)計画・調査・設計業務	橋梁	計画・調査・設計	管理技術者・照査技術者	建造物保全監理士(橋梁)	(一社)国際建造物保全技術協会	第9回	第365号
114	(二)計画・調査・設計業務	トンネル	計画・調査・設計	管理技術者・照査技術者	建造物保全監理士(トンネル)	(一社)国際建造物保全技術協会	第9回	第366号
115	(二)計画・調査・設計業務	地籍調査	調査	管理技術者又は主任技術者	地籍総合技術監理者資格	(一社)日本国土調査測量協会	第10回	第384号
116	(二)計画・調査・設計業務	地籍調査	調査	管理技術者又は主任技術者	地籍調査管理技術者資格	(一社)日本国土調査測量協会	第10回	第385号
117	(二)計画・調査・設計業務	地籍調査	調査	管理技術者又は主任技術者	地籍工程管理士資格(地籍調査部門)	(公社)全国国土調査協会	第10回	第386号

国土交通省登録技術者資格
(管理技術者、照査技術者)

別紙3-1

(令和8年4月1日以降適用)

番号	業 務	資格が対象とする区分※1			資格の名称	資格付与事業又は事務を行う者の名称	登録時期※3	登録番号
		施設分野	業務	知識・技術を求める者 ※2				
118	(二)計画・調査・設計業務	舗装	計画・調査・設計	管理技術者・照査技術者	舗装診断士	(一社)日本道路建設業協会	第10回	第388号
119	(三)横断型業務	全施設	測量(UAV測量)	管理技術者又は主任技術者	ドローン測量管理士	(一社)ドローン測量教育研究機構	第10回	第389号
120	(一)点検・診断等業務	水道施設(水道管路施設を除く)	点検・診断	管理技術者	水道浄水施設管理技士1級	(公社)日本水道協会	第11回	第392号
121	(一)点検・診断等業務	水道施設(水道管路施設を除く)	点検・診断	管理技術者	水道浄水施設管理技士2級	(公社)日本水道協会	第11回	第393号
122	(一)点検・診断等業務	水道管路施設(バルブ・その他の管路付属設備を含む)	点検・診断	管理技術者	水道管路施設管理技士1級	(公社)日本水道協会	第11回	第394号
123	(一)点検・診断等業務	水道管路施設(バルブ・その他の管路付属設備を含む)	点検・診断	管理技術者	水道管路施設管理技士2級	(公社)日本水道協会	第11回	第395号
124	(二)計画・調査・設計業務	水道	計画・調査・設計	管理技術者又は主任技術者	RCCM(上水道及び工業用水道)	(一社)建設コンサルタンツ協会	第11回	第397号
125	(二)計画・調査・設計業務	水道	計画・調査・設計	管理技術者又は主任技術者	水道浄水施設管理技士1級	(公社)日本水道協会	第11回	第398号
126	(二)計画・調査・設計業務	水道	計画・調査・設計	管理技術者又は主任技術者	水道浄水施設管理技士2級	(公社)日本水道協会	第11回	第399号
127	(二)計画・調査・設計業務	水道	計画・調査・設計	管理技術者又は主任技術者	水道管路施設管理技士1級	(公社)日本水道協会	第11回	第400号
128	(二)計画・調査・設計業務	水道	計画・調査・設計	管理技術者又は主任技術者	水道管路施設管理技士2級	(公社)日本水道協会	第11回	第401号
129	(三)横断型業務	全施設	データ管理(BIM/CIM)	管理技術者又は主任技術者	BIM/CIM管理技士	(公財)日本建設情報技術センター	第11回	第402号
130	(二)計画・調査・設計業務	地質・土質	調査	管理技術者又は主任技術者	地質リスク・エンジニア	(一社)全国地質調査業協会連合会	第12回	第414号
131	(二)計画・調査・設計業務	建設環境	調査	管理技術者	環境騒音・振動測定士上級	(一社)日本環境測定分析協会	第12回	第415号
132	(三)横断型業務	全施設	建設情報システム整備・管理	管理技術者	RCCM(建設情報)	(一社)建設コンサルタンツ協会	第12回	第416号

○ここに記載のある資格は、「公共工事に関する調査及び設計等の品質確保に資する技術者資格登録規程(平成26年国土交通省告示第1107号)」に基づいて、技術者資格登録簿に登録された資格の一覧です。

- ※1:資格が対象とする区分
- :別表に掲げる施設分野等、業務及び知識・技術を求める者の区分
- ※2:知識・技術を求める者
- :配置可能な技術者(公共工事に関する調査及び設計に関する業務を行う者であって、一定以上の水準の知識及び技術を備えている必要性が高いもの)
- ※3:登録時期
- :(第1回)平成27年1月26日登録、(第2回)平成28年2月24日登録、(第3回)平成29年2月24日登録
(第4回)平成30年2月27日登録、(第5回)平成31年1月31日登録、(第6回)令和2年2月5日登録、(第7回)令和3年2月10日登録
(第8回)令和4年2月22日登録、(第9回)令和5年2月13日登録、(第10回)令和6年2月15日登録、(第11回)令和7年2月14日登録
(第12回)令和8年2月27日登録

特 記 事 項

下記事項について該当がある場合には、必要に応じ「工事」を「業務」に読み替えるなどして、適宜対応すること。

- (1) 仮設及び施工方法、その他工事目的物を完成するために必要な一切の手段については、契約書及び設計図書に特別の定め（見積り上の参考資料として示す内訳書及び代価表や参考図は特別の定めに当たらない。）がある場合を除き、受注者の責任において定める。
その内容については、工事に着手するまでに施工計画書により監督職員へ提出する。
- (2) 受注者は、工事に先立ち下記事項について事前調査を行い、十分現状を把握した後、工事に着手すること。
a. 地下埋設物 b. 架空線 c. 周辺施設（学校・病院等） d. 道路及び河川状況 e. 家屋等
f. 汚水桝設置確認 g. 井戸 h. 工事用地 i. その他（地盤条件等）
- (3) 受注者は、関係官庁、関係機関及びその他の者に対して必要な申請手続き等を速やかに行い、工事に支障の無いように努めること。なお、その手続きに要する費用は受注者の負担とする。
- (4) 地下埋設物等の影響により設計図書通りに施工する事が困難な場合には、直ちにその詳細について理由書及び調査データを提出の上、監督職員と協議し、指示を受ける。
- (5) 近接工事及び関連工事がある場合は、工事の進捗に支障の無いよう業者間で工程の打合わせを十分に行い、その内容について監督職員の確認を得ること。
- (6) 当該工事のために資機材の保管場所、その他仮置場及び現場事務所を設置する場合は、特別の定めがある場合を除き、その費用は受注者の負担とする。
- (7) 工事用電力及び用水は、特別の定めがある場合を除き受注者の負担とする。
- (8) 公衆災害の防止について
 - ①作業場の内外は常に整理整頓し、塵埃等により周辺に迷惑の及ぶ事のないよう注意すること。特に民地等に隣接した作業場において、機械・材料等の仮置きには十分配慮し、緊急時に支障とならない状態にしておかなければならない。（例：作業場周辺の民地に無断で立入り昼食をとること、ゴミを放置すること、立小便等の行為をしてはならない。）
 - ②作業場の周辺環境に配慮するとともに、作業場周辺における住民の生活環境の保全に努め、住民との良好な関係を保つこと。（例：看板設置や資器材の仮置きにより交通支障や住家及びその他施設に影響を与えてはならない。）
 - ③作業場内及びその周辺においての日々の安全巡視を励行し、事故防止に努めること。
（例：日祝日や雨後等においても安全施設、仮設、作業場の状況等について注意を払う。）
- (9) 工事中に事故が発生した場合は必要な処置を講ずると同時に監督職員へ報告し、その後事故内容（原因、経過、被害等）を速やかに報告書として提出すること。

(10) 道路使用条件の遵守について

- ①警察署、道路管理者等から指示を受けた作業時間を必ず守ることはもとより、可能な限り道路の早期開放に努めること。また、国・県道では作業時間の制約を受けるので注意すること。
- ②歩行者の安全確保及び円滑な交通誘導を行うため、道路工事現場に精通した交通誘導員(警備業法第2条第4項に規定する警備員であること)を配置すること。
また、工事箇所が特定の路線等に該当する場合は、検定合格警備員の配置が義務づけられているので、注意すること。